

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年3月8日認可した。

令和6年3月15日

香川県知事 池 田 豊 人

事業主体名	土地改良事業名
西田井地区共同施行	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（農道改修事業） 西田井地区
中村地区共同施行	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（農道改修事業） 中村地区